証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

改正案	現行
(有価証券の譲渡に関する制限等)	(有価証券の譲渡に関する制限等)
第七条 (略)	第七条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各	3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各
号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当す	号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当す
ることとする。	ることとする。
一(社債券(振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係	一(社債券(振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係
るものを除く。)及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で	るものを除く。) 及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で
同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの	同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの
(振替外債に係るものを除く。) 次のいずれかに該当する場合	次のいずれかに該当する場合
イ・ロ(略)	イ・ロ (略)
二(振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債、振替特定社)	二 振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債及び振替特定
債及び振替外債 (以下この号において「振替債」という。) 次	社債(以下この号において「振替債」という。) 次のいずれか
のいずれかに該当する場合	に該当する場合
イ・ロ(略)	イ・ロ (略)
三个九 (略)	三丁九(略)

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)

ものは、短期外債とする。	(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)  第十四条の九の二 令第三条の二第三号に規定する内閣府令で定める ものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十五の二において「短期外債」という。)とする。 「円建てで発行されるものであること。」 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。 「一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。」 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがありこと。	改正案
(新設)	(新設)	現
		行

証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第十二号)

一	第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二条 おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は	改正案
	前条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。	現